熊本市
Kumamoto City

令和８年熊本地震に関する要望

令和８年（2026 年）１１月

熊　本　市

令和８年熊本地震に関する要望

令和８年熊本地震の発生以降、国におかれましては、被災者支援や公共インフラの復旧、被災事業者への支援など、様々な御支援をいただいており、心より感謝申し上げます。

本市では、救助実施市として発災直後から避難所運営など被災者の保護や生活再建を最優先に取り組んでおります。また、被災者や事業者との意見交換会や市民アンケートに加え、災害対応の検証を実施し、その結果を踏まえ、震災復興計画の策定を進めているところです。

このように復旧復興を進めていますが、現場での災害対応や被災者の声、検証結果を踏まえ、被災者の生活再建、液状化被害への対応、地域経済の回復、医療・福祉体制の確保など、自治体のみでは解決が困難な制度的・財政的課題も明らかとなりました。

今回の地震でも断層帯のリスクが解消したとはされておらず、依然として将来の大規模地震発生の可能性が指摘されております。本市としては、被災地の着実な復旧・復興を進めるとともに、単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に強いまちづくりを進める「より良い復興（Build Back Better)」の視点に立った取組を進めていく必要があると考えております。

国及び関係機関におかれましても、被災地の復旧・復興、強靭化のさらなる推進に向け、今後も御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年（2026年）１１月

熊本市長　　大西　一史

令和８年熊本地震に関する要望

令和８年熊本地震の概要と要望の背景　…… P 1

災害救助法の運用改善及び救助制度の拡充　…… P 2

宅地液状化防止事業における国費率の嵩上げ及び財政措置等　… P10

建築物・住宅の耐震化に係る財政措置の拡充等　…… P13

被災事業者の事業継続及び需要回復に向けた支援　…… P15

被災者の健康と生活を支える医療・福祉体制の確保　…… P21

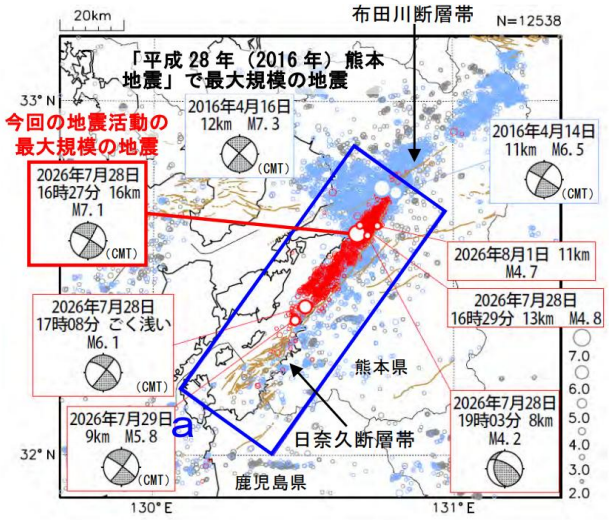
災害時における入湯税の減免規定の創設　…… P25

要望先府省庁

要望項目	頁	防災庁	こども家庭庁	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁
災害救助法の運用改善及び救助制度の拡充	2	○							
宅地液状化防止事業における国費率の嵩上げ及び財政措置等	10			○				○	
建築物・住宅の耐震化に係る財政措置の拡充等	13	○						○	
被災事業者の事業継続及び需要回復に向けた支援	15				○	○	○	○	○
被災者の健康と生活を支える医療・福祉体制の確保	21	○	○		○				
災害時における入湯税の減免規定の創設	25			○					

令和８年熊本地震の概要と要望の背景

令和８年熊本地震の概要



■発生

令和８年７月２８日１６時２７分頃

■震源

熊本県熊本地方／深さ　１６km

■規模

Ｍ７．１（横ずれ断層型）

■震度（熊本市内）

南区　６強

中央・東・西・北区　５強

■最大避難者（熊本市内）

２，４８７人（７月２９日３時時点）

出所：令和 8 年 8 月 12 日地震調査研究推進本部・地震調査委員会 令和８年熊本地震の評価

要望の背景

（１）被災者等との意見交換会の実施

被災者の生活再建と今後の復旧・復興施策につなげていくため、住民や団体等を対象とした意見交換会（計 17 回、参加者 350 人）を開催し、困りごとや生活再建に向けた課題、地域の復旧・復興に関する意見・要望を市長及び職員が聴き取った。

（２）市民アンケートの実施

被災者支援の更なる充実を図るとともに、復旧・復興の取組及び将来に向けた強靭なまちづくりを推進するため、市民アンケートを実施し地震による被害状況や困りごと、復旧・復興に関する意見・要望を幅広く収集した。

（３）災害対応の検証の実施

令和８年熊本地震の災害対応について、避難所運営、被災者支援、都市基盤の強靭化、地域経済の再生など、１０３項目について検証を行った。その結果、これまでの取組が一定の成果を上げた一方で、被災者の生活再建や事業者支援、宅地等の復旧、医療・福祉体制の確保などに関し、制度面・運用面の課題が明らかとなった。

⇒被災者等との意見交換や検証を通じて明らかとなった課題について、本市として改善に取り組むとともに、国に対し、必要な制度改正や財政支援等を要請する。

災害救助法の運用改善及び救助制度の拡充

【防災庁】

提案・要望内容

災害救助法に関し、以下のように制度等を見直していただきたい。

１　災害救助法の運用

(1)運用に係る判断の迅速化及び自治体間における運用の統一を図るため、現行の災害救助事務取扱要領に加え、過去の特別基準及び個別事案の協議事例等を踏まえた詳細なＱ＆Ａや運用指針を整備すること。

(2)被災地の実情に応じた被災者支援を迅速に実施できるよう、国が示す運用指針等に基づき救助主体が実施した救助については個別確認や特別基準協議に過度に依存しない運用とするとともに、その趣旨に沿って実施された救助に要する経費については原則として災害救助費の対象とすること。

２　避難所に係る輸送費等

(1)ホテル・旅館等を活用した避難所運営の円滑化を図るため、避難先が遠方になることに伴う自宅の片付け、住宅修理の立会い及び通学等生活再建に必要不可欠な移動にかかる経費について、災害救助法の対象とすること。

(2)地方都市における生活実態を踏まえ、ホテル避難所の利用に伴い被災者が負担する駐車場料金について、災害救助法の対象とすること。

(3)避難所開設期間における自宅の片付け等のための移動手段の確保については、公共交通の空白地域など地域の実情に応じて、借上げバス等による巡回に加え、借上げタクシー及び介護タクシー以外のタクシー利用についても災害救助法の対象とすること。

３　ペット同伴避難場所

近年増加しているペットを連れた避難の実態を踏まえ、ペットの飼養・衛生管理用品（ケージ、ペットシーツ等）の購入費、ペット避難に供した部分の清掃・消毒に係る経費等、ペット避難所の運営に関連して必要となる費用について、災害救助法の対象とすること。

４　賃貸型応急住宅の供与

早急な住まいの確保を図るため、り災証明書の交付前に契約を締結した賃貸住宅をり災証明書の交付後に賃貸型応急住宅として供与する場合、火災保険料、賃貸物件保証金及び仲介手数料について、災害救助法の対象とすること。

５　市営住宅の一時提供

被災者の居住環境を迅速に確保するため、市営住宅を目的外使用により被災者に一時提供する場合についても、災害救助法による救助として位置付け、入居に必要な修繕等に要する経費を救助費の対象とすること。併せて、熱中症等の健康被害を防止するため、エアコンの設置に要する経費についても、建設型応急仮設住宅と同様に災害救助法の対象とし、必要な財政措置を講じること。

６　給水車による飲料水の供給

応急給水活動の円滑な実施を図るため、応援給水車の受入れ調整、交通誘導その他応急給水活動に付随する後方支援業務に要する経費について、災害救助法の対象とすること。

７　被災井戸の検査・復旧

(1)被災者の安全な飲用水の確保を図るため、自治体が実施する被災井戸の水質検査に要する経費について、災害救助法の対象とすること。

(2)災害救助法第４条第１項第７号に規定する被災住宅の応急修理における井戸等の修理費用の支弁については、飲用水の迅速な確保を図る観点から、特別基準ではなく一般基準として取り扱うこと。

８　被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与

(1)り災証明書によらず、被災状況の実態に基づき支援を必要とする被災者を対象者に認定できるようにすること。

(2)現代の生活実態を踏まえ、小型家電を給与対象品目に追加するとともに、実勢価格に応じて基準額を見直すこと。

９　学用品の給与

被災した児童・生徒への迅速な支援を図るため、学用品の給与については、り災証明書の判定結果を待たずに支給及び特別基準協議が行えるよう制度を見直すとともに、制服についても学用品の支給対象とすること。

10　救助事務費

災害対応における被災自治体の事務負担の軽減及び円滑な救助活動の実施を図るため、災害対策本部の運営、受援調整、物資供給調整、国・県との協議、求償事務その他応急救助の実施に不可欠な総合調整業務に従事する職員の超過勤務手当について、救助事務費の対象とすること。あわせて、大規模災害時における事務負担の実態を踏まえ、救助事務費の限度額引上げ又は加算制度を創設すること。

現　状

■令和８年熊本地震において、本市は災害救助法に基づく救助実施市として、避難生活環境の改善をはじめ被災者の生活再建に向け、各種救助を実施するとともに、必要に応じて特別基準協議を行いながら、制度の積極的な活用に努めてきた。その結果、ホテル避難所の設置、応急仮設住宅の供与及び福祉サービスの提供などについて特別基準が認められ、被災者の状況に応じたきめ細かな支援の実施に大きく寄与したところである。

■一方、現行制度では対象経費や適用範囲が限定されているほか、制度の解釈や適用可否について個別協議を要する案件も少なくない。このため、発災時には制度適用の確認や特別基準協議に相当の人的資源を要している。

■各種応急救助の円滑な実施のためには、避難所運営や物資供給などの現場対応に加え、災害対策本部の運営、受援調整、物資供給調整、国・県との協議、制度適用に係る調整及び求償事務等の総合調整業務が不可欠であり、多数の職員が長期間にわたり従事した。

■しかしながら、これらの業務に従事する職員の超過勤務手当は救助事務費の対象外とされている。

課　題

■近年、自然災害の激甚化・頻発化により、大規模かつ長期にわたる避難生活への対応が全国的な課題となっている。さらに、被災者の健康と尊厳を守り、災害関連死を防止するためには、避難所の開設・運営のみならず、在宅避難者や車中泊避難者への支援、要配慮者への保健・医療・福祉支援、女性やこども、ペット等の多様な視点を踏まえた避難生活環境の確保など、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められている。

■こうした課題は、今後発生が懸念される大規模災害においても共通して生じ得るものであり、被災者支援のさらなる充実と被災自治体の円滑な災害対応を実現するためには、災害救助制度の一層の充実と運用改善が必要である。

■また、大規模災害時においては、総合調整業務が適切に機能して初めて、避難所運営、物資供給その他の応急救助を迅速かつ継続的に実施することが可能となる。今後、自然災害の激甚化・頻発化により総合調整業務の重要性と負担の増大が見込まれる中、被災自治体が円滑な救助活動を継続できる体制を確保するためには、応急救助の実施を支える総合調整業務についても救助活動の一環として評価し、その業務に従事する職員の超過勤務手当を救助事務費の対象とするとともに、災害規模や業務量の実態に応じた制度の見直しが必要である。

参考１　現行制度との比較

１　災害救助法の運用

現行制度及び支障事例	要望内容
各救助項目における災害救助法の適用可否については、個別事案ごとに国との協議が必要となる場合が多い。 災害救助法事務要領取扱要領には個別事案における災害救助法の適用可否が示されていないため、過去の協議により整理された事例があっても都度協議を行う必要がある。	過去の協議事例等を整理した詳細なＱ＆Ａや運用指針を整備し、個別事案について自治体が迅速に判断できるようにすること。

２　避難所に係る輸送費等

現行制度及び支障事例	要望内容
(1) ホテル避難で遠方になったことに伴う生活再建に係る避難所から自宅等までの移送については対象外とされている。 対象内 避難所や自宅等からホテル避難所への移動、ホテル避難所から元の避難所への移動に伴う費用 対象外 避難先が遠方になることに伴う生活再建に必要不可欠な移動にかかる経費	生活再建に必要不可欠な一時帰宅や通学等のため、ホテル避難所と自宅等との間の移動経費を対象とすること。
(2) 対象外 ホテルの駐車場の駐車料金	自家用車が生活に不可欠な地方都市の実情を踏まえ、必要な駐車場料金を対象とすること。
(3) 拠点避難所からの一時的な帰宅や病院、役所等まで移動する手段として、借上げバス等の定期巡回は認められているが、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、介護タクシーや借上げタクシー以外のタクシー利用については対象外とされている。 対象内 ・拠点避難所からの一時的な帰宅や病院、役所等まで移動する手段としての借上げバス等の定期巡回 ・怪我、出産及び病気等、緊急やむを得ない事情が発生した場合のタクシー利用 対象外 自宅の片付け、役所の手続等のための避難所から自宅等までの移送に係る借上げタクシー及び介護タクシー以外のタクシー利用	避難所開設期間における自宅の片付け等のための移動手段の確保については、公共交通の空白地域など地域の実情に応じて、借上げバス等による巡回に加え、借上げタクシー及び介護タクシー以外のタクシー利用についても対象とすること。

3　ペット同伴避難場所

現行制度及び支障事例	要望内容
ペット同伴避難場所の利用者がペットを帯同した被災者であっても、清掃が必要となった理由である匂いや汚れが動物に起因するものであれば対象にならない。 対象外 ペット用品又はペット避難所閉鎖時の清掃に要する費用	ペットの飼養・衛生管理用品（ケージ、ペットシーツ等）の購入費、ペット避難に供した部分の清掃・消毒に係る経費等、ペット避難所の運営に関連して必要となる費用を対象とすること。

4　賃貸型応急住宅の供与

現行制度及び支障事例	要望内容
被災者と所有者との二者間で先行的に締結された賃貸借契約を被災自治体が当該契約に加わり三者間での契約とする場合、契約時に遡って災害救助法の適用となるが、被災者へ返還できる経費が限定的である。 対象内 賃料、共益費（管理費）、退去修繕負担金（敷金）、礼金、鍵交換費 対象外 火災保険料、賃貸物件保証金及び仲介手数料	り災証明書の交付を待たずに賃貸物件の二者契約を締結した場合の火災保険料、賃貸物件保証金及び仲介手数料については、約款、契約、商習慣等に基づき、保険の期間が始まっている、仲介の業務が行われてしまっているなどの理由から対象外となっているが、遡及の対象とすること。

5　市営住宅の一時提供

現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成28年熊本地震時
被災者が市営住宅に入居するためには、住戸の修繕や設備の整備を行う必要があるほか、熱中症等の健康被害を防止するため、エアコンの設置も不可欠 対象内 建設型仮設住宅の建設費用及びエアコンの設置費用 対象外 市営住宅等を一時提供住宅として活用する場合における修繕や設備の整備費用及びエアコンの設置費用	入居に必要な修繕等に要する経費、エアコンの設置についても対象とすること。	災害救助法の対象外のため国補助無し 今回の状況 対象住戸59戸 空家修繕予算:41,300千円 エアコン設置：予算15,000千円 （共に国費なし）

6　給水車による飲料水の供給

現行制度及び支障事例	要望内容
救助実施主体の要請に基づく給水支援及び給水車の借上げに要する費用に限られているが、警備や誘導についても給水活動を安全かつ円滑に継続する上で不可欠である。 対象内 職員の超過勤務手当・旅費、応援に係る給水車の燃料費、給水車の借上費、修理費 対象外 応援給水車受入れ又は交通誘導等に要する経費	応急給水活動に付随する後方支援業務についても対象とすること。

7　被災井戸の検査・復旧

現行制度及び支障事例	要望内容
(1)被災者が安心して井戸水の利用を再開するには、水質検査が必要不可欠である。 対象内 被災井戸の応急修理と一体的に行われる水質検査費 対象外 被災井戸の水質検査費（被災井戸の洗浄後に実施する水質検査含む）	自治体が実施する被災井戸の水質検査に要する経費について、災害救助法の対象とすること。
(2) 井戸を利用する被災者が飲用水を早期且つ安定的に確保するためには、被災井戸の迅速な復旧が必要である。	被災住宅の応急修理における井戸等の修理費用の支弁については、特別基準ではなく一般基準として取り扱うこと。

8　被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与

現行制度及び支障事例	要望内容
(1) 生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、半壊等と定められており、り災証明書による住家被害の確認後でなければ給与又は貸与できない。	り災証明書によらず被災状況の実態に基づき対象とすること。
(2)給与対象品目は被服、寝具、日用品等に限られており、小型家電は対象外である。このため、レトルト食品や冷凍食品、インスタント食品等を利用できず、簡便に食事を確保することが困難となった例があった。 対象内 日用品、炊事用具及び食器、光熱材料 対象外 電子ケトル、電子レンジ	現代の生活実態を踏まえ、小型家電を給与対象品目に追加するとともに、実勢価格に応じて基準額を見直すこと。

9　学用品の給与

現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
対象者が半壊以上の世帯であることに加え、制服は対象外となっている。 また、１人当たりの給与品が一般基準額を上回るとして特別基準の協議をするためにはり災証明書の発行を待つ必要があり、迅速な救済の支障となっている。 対象内 ノート、靴、体育着、笛など 対象外 制服	り災証明書の判定前であっても学用品の給与及び特別基準の協議を可能にするとともに、制服についても学用品の給与対象とすること。	学用品の給与の対象、給与品目とも現行制度と同様。

10　救助事務費

現行制度及び支障事例	要望内容
応急救助に不可欠な災害対策本部運営業務が対象外となっている。 対象内 応急救助の事務に従事する職員の超過勤務手当 対象外 災害対策本部運営等に従事する職員の超過勤務手当	応急救助に不可欠な業務に従事する職員の超過勤務手当を対象とすること。
救助事務費の限度額は大規模災害時の事務負担に見合っていない。	救助事務費の限度額引上げ又は加算制度を創設すること。

宅地液状化防止事業における
国費率の嵩上げ及び財政措置等

【国土交通省・総務省】

提案・要望内容

１　令和８年熊本地震により液状化被害を受けた地区において、平成 28 年熊本地震時と同様に、宅地液状化防止事業の国費率を１／４から１／２へ嵩上げするとともに、地方負担に対する財政措置を講じていただきたい。

２　宅地液状化防止事業は、液状化の発生要因や対策効果に関する知見の更なる蓄積が必要であり、高度な専門的判断を要することから、人的・技術的支援を講じていただきたい。

現　状

■令和８年熊本地震では、市内 10 地区で噴砂等の液状化現象が確認された。その多くは平成 28 年熊本地震においても液状化被害が確認された地区である。

■一方、平成 28 年熊本地震後に宅地液状化防止事業を実施した地区では今回の地震による液状化現象は確認されておらず、事業の効果が認識された。

■このため、液状化被害が再び確認された地区の地元自治会等からは、再度の液状化を防止する対策を求める要望、相談が複数寄せられている。

課　題

■公共施設と宅地の一体的な液状化対策については、宅地液状化防止事業を活用した対策が可能であるが、国費率が１／４であることから、地方負担が大きい。

■宅地液状化防止事業は、液状化の発生要因の分析や対策工法の選定に高度な専門的知見を要することから、人的・技術的支援が必要である。

参考１　現行制度との比較

１　宅地液状化防止事業における国費率の嵩上げ及び財政措置

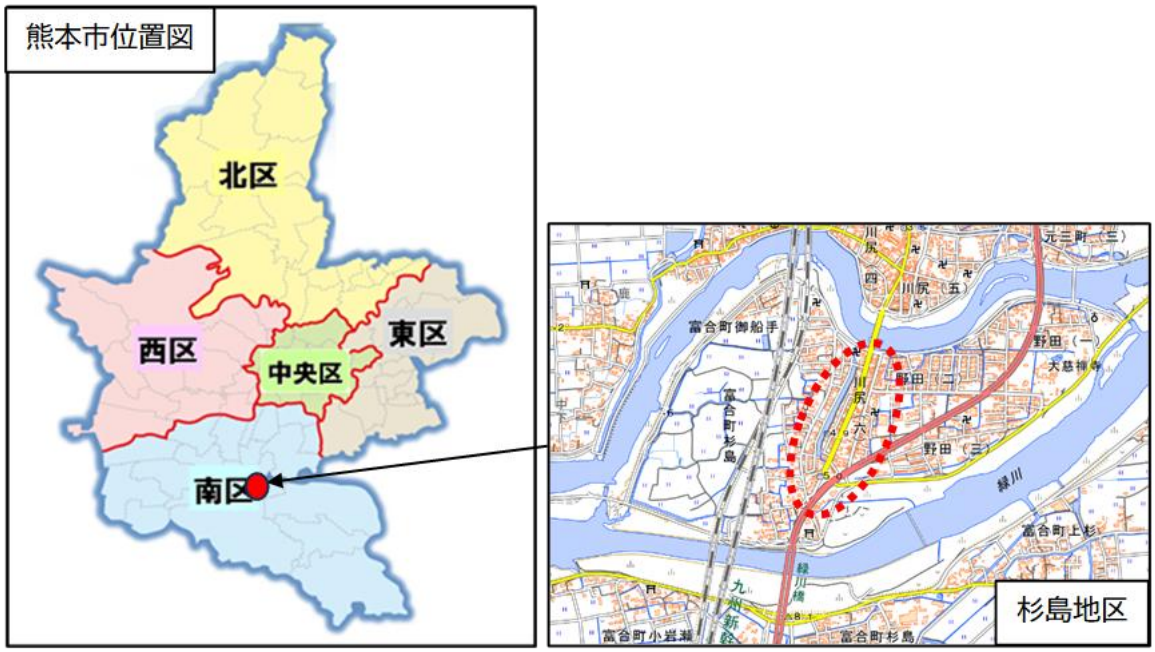
現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
宅地液状化防止事業の国費率は１／４であり、被災宅地の復旧に当たり地方公共団体の財政負担が大きい。	令和８年熊本地震により被害を受けた宅地を復旧するため、地方公共団体が事業主体として行うものについては、国費率を１／４から１／２に嵩上げするとともに、地方負担に対する財政措置を講じること。	被害を受けた宅地を復旧するため、地方公共団体が事業主体として行うものは、国費率を１／２へ嵩上げするとともに、地方負担に対する財政措置を実施。

２　液状化対策に係る人的・技術的支援

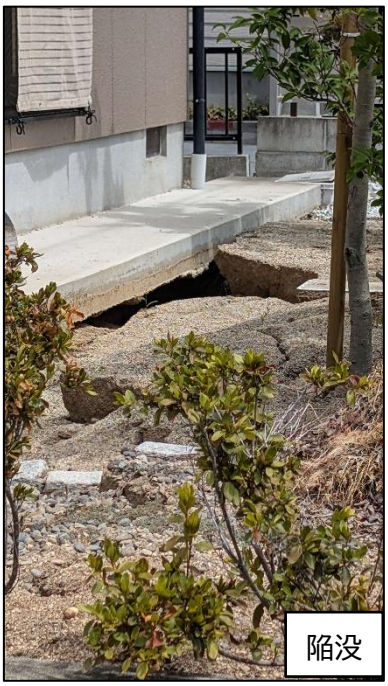
現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
宅地液状化防止事業は、液状化の発生要因の分析や対策工法の選定に高度な専門的知見を要する。	液状化の発生要因や対策効果に関する知見の更なる蓄積が必要であり、高度な専門的判断を要することから人的・技術的支援を講じること。	液状化対策検討委員会への委員参画を通じ、液状化の発生要因分析等に対する人的･技術的支援を実施。

参考２　液状化被害の状況

液状化現象が確認された市内 10 地区のうち、現時点で２地区から液状化対策に関する要望や相談が寄せられている。なかでも杉島地区では、約 10ｈａの区域において液状化の被害が生じている。



■液状化被害写真


陥没


陥没


噴砂

建築物・住宅の耐震化に係る財政措置の拡充等

【国土交通省・防災庁】

提案・要望内容

１　令和８年熊本地震を踏まえ、建築物の耐震性向上等による人命の確保や強靭なまちづくりに向け、令和９年度より実施する建築物の耐震診断に係る社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について、耐震診断の着実な実施が図られるよう、十分な額を配分いただきたい。

２　住宅の耐震化促進に向けては、自己負担額の軽減が有効であるため、住宅耐震改修に係る社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）活用事業における国費基礎額の上限を拡充していただきたい。

現　状

■本市においては、地震による被害の軽減を図るため、建築物及び住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。

■一方で、本市の中心市街地においては、耐震性の有無が不明な民間ビル等が多数存在しているが、現状は、民間ビル等に対する補助制度は設けておらず、所有者による耐震診断や耐震改修、建替え等の取組は十分に進んでいない。

■耐震改修による地震被害の低減効果については、国（国土技術政策総合研究所や国立研究開発法人建築研究所）による過去の調査・効果検証等で示されており、令和８年熊本地震においても耐震改修を行った建物は大きな被害を免れているため、市民からも耐震化を希望する声が寄せられている。

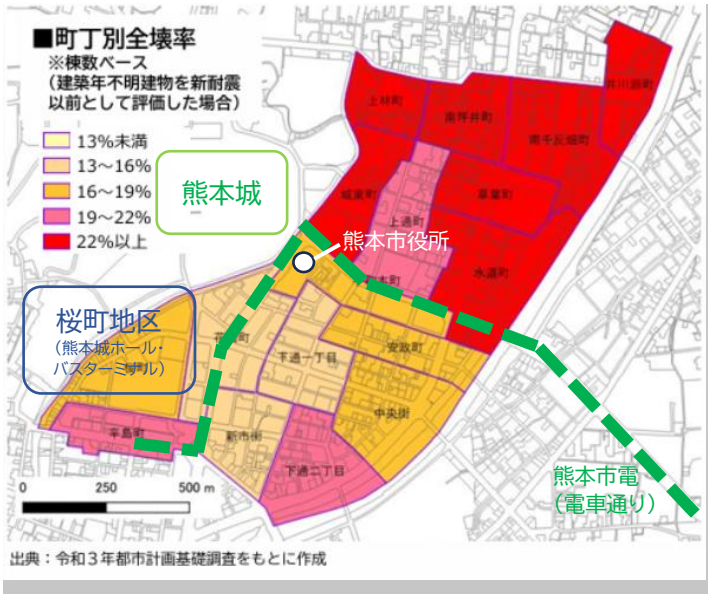
課　題

■令和８年熊本地震を踏まえ、本市では中心市街地の防災性向上に向け、民間ビル等の耐震化を重要な課題として位置付け、建物所有者等への啓発や耐震改修、建替え等を促進することとしている。まずは、国の交付金（安全ストック形成事業）を活用した、更なる耐震診断の実施が不可欠である。

■住宅の耐震改修にあたっては、近年の建設物価高騰といった情勢等から、耐震改修工事費は上昇傾向であり、自己負担額の増加により耐震改修に躊躇する所有者も見受けられ、更なる促進に向けては、利用者の自己負担額の軽減を図るため、国による支援の拡充が求められる。

参考１　中心市街地の旧耐震建築物の状況等

【計測震度 6.5 の地震が発生したと想定した場合のエリア別全壊率】



【中心市街地の老朽建築物等】





（2026.11 月上旬に地元メディア（新聞）において「震度７で中心市街地 22%全壊」旨で報道されている）

参考２　住宅耐震改修の増額による所有者自己負担額軽減のイメージ

＜ 現行（財源の標準的な構成）＞

※国費の基礎額算定は 575,000 円／戸、又は、耐震改修工事費の５分の２のいずれか低い額が上限とされている。

工事費　300万円		
国費57.5万円	地方57.5万円	自己負担185万

OR

工事費　300万円		
国費120万円	地方120万円	自己負担60万

＜ 要望：国費の基礎額算定を引き上げ　例：上限を２倍に引き上げ　＞

工事費　300万円		
国費115万円	地方115万円	自己負担70万

自己負担の大幅な軽減による耐震改修の促進

被災事業者の事業継続及び需要回復に向けた支援

【経済産業省・国土交通省・観光庁・農林水産省・厚生労働省】

提案・要望内容

１ 被災事業者の復旧・復興に係る支援

令和８年熊本地震で被害を受けた中堅企業・中小企業・小規模事業者に対しては、国の支援を活用した「くまもと事業者再出発支援補助金」により、被災施設・設備等の復旧支援が行われているが、大企業は対象外となっている。地域の雇用や経済の活性化に重要な役割を果たしている大企業に対しても、被災施設等の復旧や事業の再建・継続に向けた新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充を図っていただきたい。

２ 小規模事業者持続化補助金の申請手続の簡素化

小規模事業者持続化補助金一般型「災害支援枠（令和８年熊本地震）」について、被災事業者の円滑な活用及び早期の事業再建を促進するため、申請手続の簡素化による事業者負担の軽減を図っていただきたい。

３ 被災商店街等再建支援事業の実施

被災商店街等の早期復旧・復興を図るため、平成 28 年熊本地震の際と同様に、商店街災害復旧事業（ハード支援）の補助率を３／４へ引き上げていただきたい。

４ 観光・外食需要喚起策の実施

地震の影響により落ち込んだ観光需要及び外食需要の喚起を図るため、被災地域の安全性や観光施設等の営業状況に関する正確な情報発信を行うとともに、「九州ふっこう応援割」や「Ｇｏ Ｔｏ Ｅａｔ」等に準じた旅行・宿泊及び外食需要の喚起策を継続的に実施していただきたい。また、地域の実情に応じて自治体が実施する誘客促進及び消費喚起等の取組に対し、十分な財政措置を講じていただきたい。

５ 被災事業者支援制度等の継続

被災事業者の復旧・復興には相当の期間を要することから、「くまもと事業者再出発支援補助金」、小規模事業者持続化補助金一般型「災害支援枠（令和８年熊本地震）」、被災商店街等再建支援事業その他の被災事業者向け支援制度について、単年度の措置にとどめることなく、令和９年度以降も継続的に実施していただきたい。

６ 雇用維持・雇用確保

被災企業の事業継続及び雇用維持を図るため、雇用調整助成金及び雇用保険失業給付について、平成 28 年熊本地震の際と同様の特例措置を講じるとともに、在籍型出向の活用促進、再就職支援、合同就職面接会の実施等、被災地域における雇用維持及び雇用確保に向けた取組に対する十分な財政措置を講じていただきたい。

現　状

■令和８年熊本地震により、本市では、3,225 事業者、301.6 億円に及ぶ建物や設備への被害が確認されており、このうち中小企業者の被害は 3,202 事業者、209.7 億円に達している。商店街や個店では施設・設備や商品等への被害に加え、営業停止や予約キャンセル等が相次いだことにより、熊本市内の飲食業・小売業における推計損害額は約 30 億円に上り、また、宿泊業における予約キャンセルに伴う推計損害額は約 28.2 億円に上っており、地域経済に深刻な影響が生じている。

■大規模災害時には、「なりわい再建支援補助金」や「自治体連携型補助金」が制度化されているが、これらは中小企業等を対象としており、大企業は対象外となっている。

■また、被災事業者の復旧・再建支援のため、小規模事業者持続化補助金一般型「災害支援枠（令和８年熊本地震）」が創設されたところであるが、間接被害を受けた事業者については、売上減少要件の確認書類としてセーフティネット保証４号認定書又は自治体が発行する証明書等の提出が求められている。

■商店街や小売・飲食事業者においては、建物や共同施設等の被害に加え、人流の減少や消費活動の停滞による影響が続いており、地域のにぎわいや商店街の売上に影響が生じている。

■さらに、観光関連産業においては、発災当初、宿泊予約や宴会利用等のキャンセルが相次ぎ、観光需要の減少が宿泊業のみならず飲食業や小売業等へ広く波及している。

■加えて、地震の影響により市近郊の大型商業施設などで休業が続いている。現行の雇用調整助成金は、支給日数が 1 年間で 100 日に限られ、発災直後から休業する事業所では 12 月中に支給上限へ達する可能性がある。また、地震を理由に解雇や雇止めで離職した者は、10 月上旬時点で県内約 360 人に上るなど、事業活動の停滞による地域雇用への影響が生じている。

課　題

■地域経済や雇用への影響が大きい大企業についても、被災時の復旧・再建を支援する制度の創設・拡充が必要である。

■被災事業者に対しては、制度融資に対する支援を実施しているところであるが、こうした資金繰り支援を継続・充実させるためには、国による財政支援が必要である。

■また、小規模事業者持続化補助金一般型「災害支援枠（令和８年熊本地震）」では、間接被害を受けた事業者について、「令和８年７月から 11 月までの任意の 1 か月間の売上高が前年同期比 20%以上減少していること」を要件としている一方、その確認書類として求められるセーフティネット保証４号認定は、「最近 1 か月の売上高等が前年同月比 20%以上減少し、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等も前年同期比 20%以上減少する見込みであること」を要件としており、補助金の要件よりも厳しい内容となっている。さらに、認定取得には複数の提出書類や来庁手続が必要となることから、被災事業者が円滑に支援制度を活用できるよう、より簡便な確認手法による制度運用が求められる。

■さらに、被災事業者の中には、施設・設備の復旧や事業再建に相当の期間を要する事業者も見込まれることから、各種支援制度については単年度の措置にとどまらず、復旧・復興の状況に応じた継続的な支援が必要である。

■商店街の共同施設については、復旧・修繕に際し各商店街が修繕積立金を取り崩して対応している状況にあり、将来的な施設更新や修繕に備えるためにも負担軽減が課題となっている。また、被災事業者の売上回復や商店街のにぎわいの維持・向上を着実に実現するため、需要喚起や情報発信に対する継続的な支援が必要である。

■宿泊業においては、発災当初、宿泊予約や宴会等のキャンセルが相次ぎ、被害の少なかった宿泊施設においても、地震発生に伴う風評や旅行控え等により宿泊需要の減少が生じている。また、飲食店においても営業停止や予約キャンセル、風評被害等により外食需要が低下し、宴会需要や会食需要はなお回復途上にある。
このため、被災地域の安全性や観光施設等の営業状況に関する正確な情報発信を強化するとともに、旅行・宿泊需要及び外食需要の喚起や誘客促進に向けた継続的な取組を実施し、観光消費及び地域消費の回復を図っていく必要がある。

■市内企業・事業者や市近郊の大型商業施設などでは施設・設備の被害や事業活動の停滞が生じており、長期化すれば離職者の増加や雇用情勢の悪化につながる恐れがある。また、在籍型出向に伴う交通費が負担となっているとの意見が寄せられており、制度の活用に支障を来すことが懸念される。このため、被災企業の事業継続と雇用維持に向けた支援を強化するとともに、被災地域における雇用の維持・確保に向けた継続的な支援が必要である。

参考１　現行制度との比較

現行制度	要望内容	（参考）平成 28 年熊本地震時
＜自治体連携型補助金＞ 対象：中堅企業・みなし中堅企業・中小企業・小規模事業者	大企業に対する新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充等	＜グループ補助金＞ 対象：中小企業等グループまたはその構成員
＜小規模事業者持続化補助金の申請手続＞ 間接被害を受けた事業者は、セーフティネット保証４号認定書又は自治体が発行する証明書等の提出が必要	小規模事業者持続化補助金の申請手続の簡素化	＜小規模事業者持続化補助金の申請手続＞ 間接被害を受けた事業者は、セーフティネット保証４号認定書又は自治体が発行する証明書等の提出が必要
＜被災商店街等再建支援事業（ハード支援）＞ 補助率：1／2 （国 1/3、県 1/6）	商店街災害復旧事業（ハード支援）の補助率 3/4 へ引上げ	＜商店街災害復旧事業（ハード支援）＞ 補助率：3/4（国・県）
＜雇用調整助成金＞ 雇用量要件・残業相殺・教育訓練減算の撤廃、生産量要件の緩和 ※助成率（中小企業 2/3)、支給日数（１年 100 日）は現行制度のまま	本激（激甚災害法第 12 条）並みの特例措置 助成率：中小企業 4/5 支給日数：1 年 300 日	本激（激甚災害法第 12 条）並みの特例措置 助成率：中小企業 4/5 支給日数：1 年 300 日
＜雇用保険（失業給付）＞ 一時離職を支給対象に追加	・激甚災害法第 25 条に基づく特例措置 休業者を支給対象に追加（みなし失業） ・基本手当給付日数の延長	・激甚災害法第 25 条に基づく特例措置 休業者を支給対象に追加（みなし失業） ・基本手当給付日数の延長（対象地域：１市 10 町村）
＜産業雇用安定助成金＞ （令和８年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の創設	出向に係る移動経費支援の創設	－

参考２　令和８年熊本地震による事業者被害等

事業者被害の状況（令和８年 10 月 30 日時点）

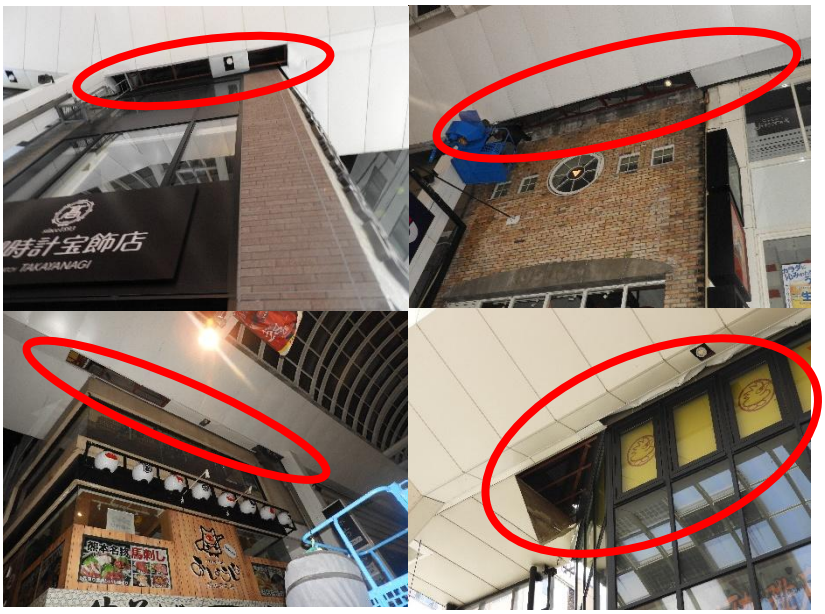
項目	被害状況	備考
被害事業者数	3,225 事業者	
うち中小企業者数	3,202 事業者	
総被害	301.6 億円	
うち中小企業被害額	209.7 億円	

需要減少の状況（令和８年９月 18 日時点）

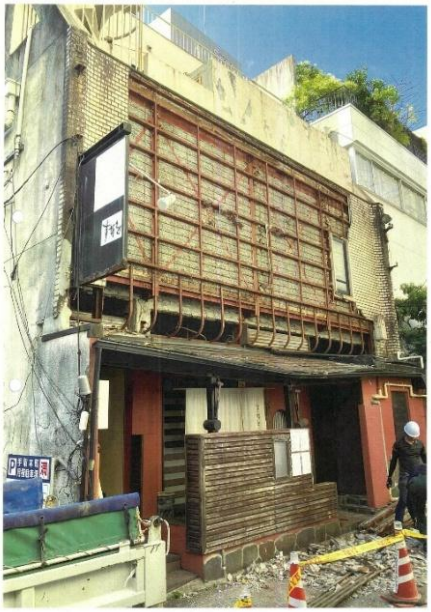
項目	金額	備考
飲食業・小売業推計損害	約 30.0 億円	
宿泊業キャンセル損害額	約 28.2 億円	市内宿泊施設に対するヒアリング調査により推計
うち宿泊キャンセル	約 24.5 億円	
うち宴会等キャンセル	約 3.7 億円	

参考３　被災商店街の様子

① アーケード上部連結部の破断･天井材の崩落等



② 建物外壁の全面剥落



被災者の健康と生活を支える医療・福祉体制の確保

【厚生労働省・防災庁・こども家庭庁】

提案・要望内容

1　医療機関、社会福祉施設等の早期復旧に向け、医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の既に講じられている補助率嵩上げ等の措置を踏まえつつ、十分な予算を確保するとともに、自治体及び施設設置者の負担のさらなる軽減を図っていただきたい。

2　医療機関、社会福祉施設等の建物及び設備に加え、医療・福祉サービスの提供再開に必要な物品調達経費、被災により移転や建替えが必要となる場合に要する埋蔵文化財調査（史跡調査）経費や移転経費等についても柔軟に対応していただきたい。

3　施設の復旧に当たっては、原形復旧に加え、耐震化、設備更新その他の防災・減災機能の強化など、施設のレジリエンス向上に資する整備に対しても、必要な財政措置及び制度上の措置を講じるとともに、手続を簡素化するなど柔軟な運用を図っていただきたい。

4　平成 28 年熊本地震や令和７年８月豪雨で被害を受け、更に令和８年熊本地震でも被災した多重被災事業者については、度重なる災害復旧による財政負担が事業運営を圧迫することが懸念されることから、通常の補助制度に加え、更なる負担軽減を図るための特例措置を創設していただきたい。

現　状

■令和８年熊本地震により、市内では医療機関 156 施設、高齢者施設 325 施設、障害福祉施設 117 施設、児童福祉施設等 145 施設において建物被害やライフライン障害が発生し、施設機能の維持及び復旧に多額の経費と労力を要している。

■医療機関、社会福祉施設等では、建物や設備に加え、医療・福祉サービスの提供に必要な医療機器や物品等にも被害が生じている。

課　題

■高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者に対する医療・福祉サービスを継続的に提供するためには、被災した医療機関、社会福祉施設等の早期復旧が不可欠である。しかしながら、現行の災害復旧制度では、補助対象とならない物品や調査経費等があり、早期再開の支障となっている。

■また、激甚災害指定による補助率の嵩上げ措置が講じられているものの、施設設置者にはなお一定の負担が残ることから、民間の医療機関、社会福祉施設等の早期復旧の妨げとなることが懸念される。

■平成 28 年熊本地震からの復旧や施設整備を進めてきた医療機関・社会福祉施設等の中には、今回の令和８年熊本地震により再び被害を受けた施設もあり、度重なる災害への対応に伴う自己負担や借入負担の増加により、事業継続や施設復旧に大きな負担が生じている。

参考１　現行制度との比較

1　医療機関、社会福祉施設等の早期復旧に向けた財政措置

現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
医療機関や社会福祉施設等の災害復旧には国庫補助制度があるものの、施設設置者に一定の負担が残り、早期復旧の支障となっている。	医療施設等災害復旧費国庫補助金等の十分な予算を確保するとともに、補助率を嵩上げすること。	独立行政法人福祉医療機構が行う災害復旧資金の融資率の引き上げ等特例措置。

2　補助対象の拡大・柔軟な対応

現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
現行制度では、物品調達経費や埋蔵文化財調査経費、移転経費等が補助対象外又は対象が限定されている。	物品調達経費、埋蔵文化財調査経費及び移転経費等についても補助対象とするなど、柔軟な運用を図ること。	医療機器等は、建物と一体として復旧する医療用設備及び、激甚災害により被災した場合の一定額を超える医療機器が補助対象。

3　原形復旧にとどまらない施設強靭化への支援

現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
現行制度は原形復旧が基本であり、防災・減災機能強化を目的とした整備への支援が十分ではない。	耐震化や設備更新その他の防災・減災機能の強化など、施設のレジリエンス向上に資する整備に対し、必要な財政措置及び制度上の措置を講じること。	災害復旧に要する費用が対象。耐震化等の機能強化は対象外。

4　多重被災事業者への更なる財政支援

現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
平成 28 年熊本地震や令和７年８月豪雨に加え、令和８年熊本地震でも被災した施設では、度重なる災害復旧による財政負担が事業継続を圧迫している。	多重被災した医療機関・社会福祉施設等に対する負担軽減のため、特例措置を創設すること。	

参考２　医療機関・社会福祉施設等の被害状況

区分	施設数	被害状況
医療機関	156 施設	貯水タンク破損、ひび割れ（外装内装、病棟、玄関）、備品（モニター・診療用エックス線装置等医療機器、PC）、水道管（破損）漏水、スプリンクラー漏水、床の波打ち、ボイラーの破損、増築部分接合部の段差発生、空調設備の不具合等
高齢者施設	325 施設	壁の剥離、窓ガラスの破損、水漏れ、エキスパンションジョイントの隆起、エレベーターの異常、照明機器の破損等
障害福祉施設	117 施設	地下水くみ上げポンプ不良、給電設備の損傷、壁の剥離、窓ガラスの破損等
児童福祉施設等	145 施設	外壁ひび・崩落、扉脱落・建具のずれ、天井材破損、屋根・窓の損傷、園庭ひび等
合計	743 施設	

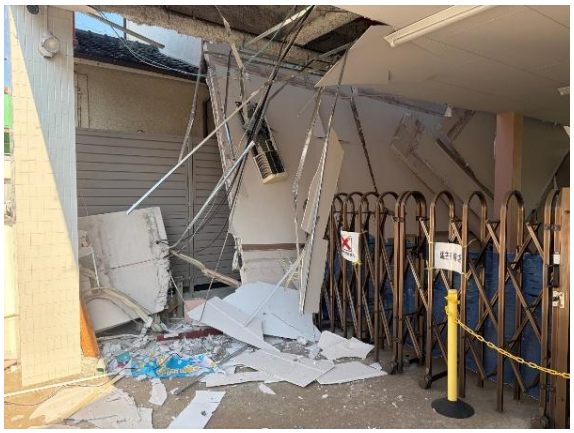
【障害福祉施設の被害状況】




【介護施設の被害状況】




【児童福祉施設等の被害状況】



災害時における入湯税の減免規定の創設

【総務省】

提案・要望内容

１　災害時に、ホテル・旅館等を活用した宿泊を伴う避難（以下「ホテル等避難」という。）を利用する被災者の負担軽減を図るため、入湯税について地方税法上の減免規定を設けていただきたい。

２　入湯税の減免規定の創設に当たっては、災害時における特別徴収義務者、被災者及び自治体の負担軽減の観点から、簡素な方法により減免措置を適用できるよう、取扱いを明確化するとともに、具体的な運用例を示していただきたい。

３　災害に伴う入湯税の減免措置による市町村の減収について、他の税目同様に適切な財政支援を講じていただきたい。

現　状

■本市において、令和８年熊本地震における被災者支援としてホテル・旅館等を活用した宿泊を伴う避難（以下「ホテル等避難」という。）を実施した。

■入湯税は、地方税法第 701 条に基づき鉱泉浴場への入湯行為に対して課されるものであるが、市町村長による減免を可能とする規定が設けられていない。

■また、災害等による一時的な担税力の低下に対しては、総務省通知（平成 12 年４月１日付け自治税企第 12 号）において、納期限の延長、徴収猶予のほか、減免規定のある税目については減免により対応すべきこととされており、地方税一般の規定である課税免除での対応は想定されていない。

■このため、本市では、ホテル等避難に伴う入湯税について減免や課税免除での対応ができないと判断し、入湯税相当分について、宿泊料とともに市が負担する特例的な運用を実施した。

■入湯税に係る災害時の減免については、地方税法上の減免規定が設けられていないことから、県内の市町村でも対応が分かれる状況が生じている。

課　題

■近年、災害の激甚化・頻発化に伴い、ホテル等避難の活用や被災者が居住する市町村や都道府県を越えた広域避難への対応の必要性が高まっている。

■しかし、入湯税に係る災害時の減免について自治体ごとに対応が異なる状況は、被災者に対する支援の公平性の確保や災害時における自治体間相互の協力を円滑に行う上でも課題となっている。

■被災者支援や広域避難への円滑な対応を可能とするため、地方税法において災害時における入湯税を減免できる規定を設ける必要がある。

■また、減免規定の創設に当たっては、特別徴収義務者、被災者及び自治体の負担軽減を図る観点から、簡素な方法により減免措置を適用できるようにするため、取扱いを明確化するとともに、被災自治体と課税自治体が異なることを想定し、統一的な取扱方法や運用例が示される必要がある。

■さらに、災害時の減免措置により生じた入湯税の減収分に対し、適切な財政支援が必要である。

参考１　現行制度との比較

現行制度及び支障事例	要望内容	(参考)平成 28 年熊本地震時
入湯税は、地方税法第 701 条に基づき鉱泉浴場への入湯行為に対して課されるものであるが、市町村長による減免規定が存在しない。 ホテル・旅館等を活用した宿泊を伴う避難を実施した際の入湯税の取扱いについて、本市が負担する特例的な運用を実施した。	ホテル・旅館等における避難者の負担軽減を図るため、入湯税について地方税法上の減免規定を設けること。 減免規定の創設に当たっては、簡素な方法により減免措置を適用できるよう取扱いを明確化するとともに、具体的な運用例を示すこと。 また、減免措置による減収分について、適切な財政支援を講じること。	本市はホテル･旅館等を活用した避難支援を実施しなかったため､特段の支障は生じなかった。